

IFRSとのコンバージェンスについて

資料4

東京合意における合意事項（2007年8月8日）

- 2011年6月30日までの目標として、これまで両者で識別されてきた日本基準とIFRSとの間の差異のうち、2008年までのプロジェクトに含まれない残りの差異について、コンバージェンスをもたらすものとする。
- この目標期日は、2011年6月30日後に適用となる新たな基準を開発する現在のIASBの主要なプロジェクトにおける差異に係る分野については適用されない。しかし、これらの残りの分野における日本基準とIFRSとのコンバージェンスという最終目標を達成するために、両者は、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととする。ASBJとIASBは、会計基準のグローバルなコンバージェンスを巡る環境変化を踏まえて、コンバージェンス・プロジェクトを迅速かつ着実に進めていき、また、国際的な会計基準設定プロセスに日本からのより大きな貢献を促進するように協力を深めるものとする。

MOU項目

	IASB-FASB	ASBJ
連結の範囲	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案
財務諸表の表示		
フェーズB関連	2011年第4Q 最終化	2011年第1H 公開草案
非継続事業	2011年第4Q 最終化	2010年第4Q 公開草案
収益認識	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案
負債と資本の区分	2011年第4Q 最終化	2010年第4Q 論点整理
金融商品（分類と測定、減損、ヘッジ会計）	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案
公正価値測定・開示	2011年第1Q 最終化	2010年 7月 公開草案
退職給付	2011年第1Q 最終化	2011年第2H 公開草案
リース	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案
認識の中止	2010年第3Q 最終化（開示）	2011年第1H 公開草案

(注) IASB-FASBは2010年6月にコンバージェンス計画を更新。ASBJもプロジェクト計画表を更新予定。

MOU項目	コンバージェンス時期		IFRS	米国基準	日本基準
	IASB-FASB	ASBJ			
連結の範囲	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案	<p>【現行基準】 支配力基準。</p>	<p>【現行基準】 原則として持株基準。 (100分の50%超の議決権)</p> <p>なお、変動持分事業体に該当する企業については、その重要な活動を指図する力(パワー)等を考慮して連結の範囲を決定することとされている。</p>	<p>【現行基準】 支配力基準。 但し、一定の要件を満たしたSPEに例外規定あり。</p> <p>(注)下記の要件を満たす特別目的会社については子会社に該当しないものと推定。 ・適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立。 ・当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行。</p>
財務諸表の表示					
フェーズB関連 (注:フェーズAでは、完全な一組の財務諸表を構成する計算書等を扱った。フェーズBでは財務諸表の表示に関する根本的な問題を取り扱う。)	2011年第4Q 最終化	2011年第1H 公開草案	<p>【現行基準】 包括利益の開示は1計算書方式と2計算書方式の選択適用。 キャッシュフロー計算書は、間接法と直接法の選択適用。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年9月30日】 2計算書方式を廃止し、1計算書方式に一本化することが提案されている。</p> <p>【検討中の議論】 一体性の原則に基づく各計算書での事業セクションと財務セクション等の区分表示、直接法キャッシュフロー計算書の強制等の検討が進められている。</p>	<p>【現行基準】 包括利益の開示は1計算書方式、2計算書方式、持分変動計算書方式の選択適用。キャッシュフロー計算書は、間接法と直接法の選択適用。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年9月30日】 2計算書方式を廃止し、1計算書方式に一本化することが提案されている。また、持分変動計算書方式も廃止することが提案されている。</p> <p>【検討中の議論】 一体性の原則に基づく各計算書での事業セクションと財務セクション等の区分表示、直接法キャッシュフロー計算書の強制等の検討が進められている。</p>	<p>【現行基準】 2011年3月31日以後終了する連結会計年度末に係る連結財務諸表から包括利益を開示(1計算書方式と2計算書方式の選択適用)。また、個別財務諸表への適用については、公表から1年後を目途に判断。 キャッシュフロー計算書は、間接法と直接法の選択適用。</p>
非継続事業	2011年第4Q 最終化	2010年第4Q 公開草案	<p>【現行基準】 非継続事業に関する損益及び売却目的保有の非流動資産を財務諸表上区分表示(米国基準と比べ、より大きな単位の事業(例:独立の主要な事業分野)が非継続事業の区分表示対象となりうる)。</p> <p>【検討中の議論】 IFRS・米国基準を一致させる方向で議論が進められている。</p>	<p>【現行基準】 非継続事業に関する損益及び売却目的保有の非流動資産を財務諸表上区分表示(IFRSと比べ、より小さな単位の事業(資産グループ)も非継続事業の区分表示対象となりうる)。</p> <p>【検討中の議論】 IFRS・米国基準を一致させる方向で議論が進められている。</p>	<p>【現行基準】 該当する基準は存在しない。</p> <p>【検討中の議論】 IFRSとコンバージェンスする方向で検討中。</p>

MOU項目	コンバージェンス時期		IFRS	米国基準	日本基準
	IASB-FASB	ASBJ			
収益認識	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案	<p>【現行基準】 財の所有に伴う重要なリスクと経済価値の移転。</p> <p>複数要素取引や、収益の総額・純額表示等に関する規定が存在。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年10月22日】 顧客との契約に基づく履行義務を充足したときに収益を認識する。</p> <p>複数要素取引や、収益の総額・純額表示等に関する規定を含む。</p>	<p>【現行基準】 財又は用役の提供と、対価としての資産の増加又は負債の減少。</p> <p>複数要素取引や、収益の総額・純額表示等に関する規定が存在。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年10月22日】 顧客との契約に基づく履行義務を充足したときに収益を認識する。</p> <p>複数要素取引や、収益の総額・純額表示等に関する規定を含む。</p>	<p>【現行基準】 実現主義(財又は用役の提供と、対価としての貨幣性資産の取得)。</p> <p>収益認識全般における複数要素取引や、収益の総額・純額表示等に関する包括的な規定は存在しない。</p>
負債と資本の区分	2011年第4Q 最終化	2010年第4Q 論点整理	<p>【現行基準】 法的な形式にかかわらず、実質に基づき、負債と資本の区分が行われる。但し、負債と資本の分類基準は一部米国基準と相違(例:現金で決済される償還型株式は基本的に負債に分類される)。</p> <p>【検討中の議論】 IFRS・米国基準を一致させることを目指して議論が進められている。</p>	<p>【現行基準】 法的な形式にかかわらず、実質に基づき、負債と資本の区分が行われる。但し、負債と資本の分類基準は一部IFRSと相違(例:現金で決済される償還型株式のうち、保有者が償還の決定権を有するようなものの中には負債に分類されないものもある)。</p> <p>【検討中の議論】 IFRS・米国基準を一致させることを目指して議論が進められている。</p>	<p>【現行基準】 負債と資本の区分に関する包括的な規定は存在せず、通常は法的形式に基づき区分される。</p> <p>そのため、IFRS・米国基準に比べて資本として分類されるものの範囲が広がる傾向がある(例:一定日に償還することが契約上決まっている株式)。</p>

MOU項目	コンバージェンス時期		IFRS	米国基準	日本基準
	IASB-FASB	ASBJ			
金融商品 (分類と測定)	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案	<p>【現行基準】 (金融資産) 株式: 公正価値評価し、評価差額は純損益に計上。 但し、公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で表示するという選択をした株式は評価差額をその他の包括利益に計上することができる(リサイクリングしない)。</p> <p>債券: 一定の要件を満たす債券は償却原価で評価し、その他の債券は公正価値評価し評価差額は純損益に計上。 ・契約キャッシュフローを回収するという事業モデルに基づき債券を保有。 ・契約キャッシュフローは元本及び利息の支払のみ。 (注: 上記IFRS9の規定は2013年1月1日以降開始する事業年度から強制適用。)</p> <p>(金融負債) 基本的に償却原価。但し、公正価値オプションを適用したケース等では、公正価値測定し、評価差額を純損益に計上。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年7月16日】 (金融負債) 公正価値オプションを採用した負債について、評価差額のうち自社の信用リスク変動部分はその他の包括利益に計上(リサイクリングしない)</p>	<p>【現行基準】 (金融資産) 売買目的有価証券: 公正価値評価し、評価差額は純損益に計上。 満期保有目的債券: 償却原価で評価。 売却可能有価証券: 公正価値評価し、評価差額はその他の包括利益に計上(リサイクリング)。</p> <p>(金融負債) 基本的に償却原価。但し、公正価値オプションを適用したケース等では、公正価値測定し、評価差額を純損益に計上。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年9月30日】 (金融資産) 株式: 公正価値評価し、評価差額は純損益に計上。 債券: 公正価値評価し、事業戦略上満期日に決済する等一定の要件を満たすものの評価差額はその他の包括利益に計上しリサイクリング、それ以外のものの評価差額は純損益に計上。</p> <p>(金融負債) 原則として公正価値評価し、評価差額は純損益に計上。 事業戦略上満期日に決済する等一定の要件を満たす金融負債は公正価値評価し、評価差額をその他の包括利益に計上することができる(事後的にリサイクリング)。 上記要件に加え、公正価値評価することで資産と負債の測定のミスマッチを生じさせることが明らかな場合は金融負債を償却原価により測定することができる。</p>	<p>【現行基準】 (金融資産) 売買目的有価証券: 公正価値評価し、評価差額は純損益に計上。 満期保有目的の債券: 償却原価で評価。 その他有価証券: 公正価値評価し、評価差額はその他の包括利益に計上(リサイクリング)。</p> <p>(金融負債) 債務額(但し、社債を社債金額よりも低い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には償却原価で評価する)。</p>

MOU項目	コンバージェンス時期		IFRS	米国基準	日本基準
	IASB-FASB	ASBJ			
金融商品 (減損)	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案	<p>【現行基準】 債務者の著しい財務状況の悪化など減損の客観的証拠がある場合に、元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュフローを見積る。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年6月30日】 期待キャッシュ・フローに基づき予想損失を見積る。取得時に予想した損失は金融資産の期間にわたって認識され、取得後に生じた予想損失の修正は減損として認識される。</p>	<p>【現行基準】 現在の情報及び事象に基づいて、債権者が契約条件に従って元利金を全額回収できない可能性が高い(probable)場合に元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュフローを見積り、その現在価値と帳簿価額の差額として減損を認識。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年9月30日】 過去に発生した事象及び現在存在している状況による回収可能性に基づき減損を認識。認識対象を発生の可能性の高い(probable)ものに限定していた現行規定を修正し、より早期に減損損失を認識。</p>	<p>【現行基準】 事業会社 債券を債権者の状況等に基づき、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、以下の方法で貸倒見積高を算定する。一般債権…過去の貸倒実績率に基づく。貸倒懸念債権…元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュフローを見積り、その現在価値と帳簿価額の差額として減損を認識。又は、債権額から担保・保証見込額を控除したうえで、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して見積る。破産更生債権…債権額から担保・保証見込額を控除した金額を貸倒見積高とする。</p> <p>金融機関 金融検査マニュアル等に従った区分で引当計算が行われる。</p>
金融商品 (ヘッジ会計)	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案	<p>【現行基準】 公正価値の変動をヘッジするための公正価値ヘッジの会計処理と、キャッシュフローの変動をヘッジするためのキャッシュフローヘッジの会計処理がともに認められている。また、簡便法も認められている。</p> <p>【検討中の議論】 ヘッジ会計の簡素化に向けた議論が進められている。</p>	<p>【現行基準】 公正価値の変動をヘッジするための公正価値ヘッジの会計処理と、キャッシュフローの変動をヘッジするためのキャッシュフローヘッジの会計処理がともに認められている。また、簡便法も認められている。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年9月30日】 ヘッジ会計の簡便法として認められているショートカットメソッド等を廃止し、ヘッジ会計の原則処理のみ認める。また、有効性の判定方法を緩和する。</p>	<p>【現行基準】 公正価値の変動のヘッジも、キャッシュフローの変動のヘッジも、いずれも原則として繰延ヘッジにより会計処理することとされている。また、簡便法も認められている。</p>
公正価値測定・開示	2011年第1Q 最終化	2010年7月 公開草案	<p>【現行基準】 公正価値のヒエラルキー(レベル1,2,3)、開示等を定めた会計基準が存在するが、米国基準と同様の包括的会計基準は未だ最終基準化されていない。</p> <p>【再公開草案:コメント期限 2010年9月7日】 2009年5月に現行米国基準と同様の内容の公開草案が公表された。2010年6月にその内容を一部修正(レベル3インプットがもたらす不確実性に関する開示を追加)する公開草案が再公表。</p>	<p>【現行基準】 公正価値のヒエラルキー(レベル1,2,3)や、公正価値で測定された全ての資産・負債に対する包括的な開示等を定めた会計基準が存在する。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年9月7日】 IFRSと同様の修正を行うための公開草案が出されている。</p>	<p>【現行基準】 公正価値のヒエラルキー(レベル1,2,3)や、包括的な開示等を定めた会計基準は存在しない。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年9月10日】 企業会計基準公開草案第43号 IFRS・米国基準と同様の内容である。</p>

MOU項目	コンバージェンス時期		IFRS	米国基準	日本基準
	IASB-FASB	ASBJ			
退職給付	2011年第1Q 最終化	2011年第2H 公開草案	<p>【現行基準】 数理計算上の差異は以下のいずれかの方法で会計処理される。 ① コリドーアプローチ(回廊内は非償却) ② ①よりも早期に規則償却する方法 ③ 純損益で即時認識 ④ その他の包括利益で即時認識(リサイクリングなし)</p> <p>上記③又は④の処理を行った場合を除き、未認識数理計算上の差異はオフバランス処理されるため、退職給付債務と年金資産の差額である積立状況とB/S上の負債額は一致しない。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年9月6日】 2010年4月、数理計算上の差異の会計処理方法として上記「④その他の包括利益で即時認識」のみを認める公開草案が公表された。なお、リサイクリングは行われない。</p>	<p>【現行基準】 数理計算上の差異は③の場合を除き一旦その他の包括利益で認識された後、以下のいずれかの方法で純損益にリサイクリングされる。 ①コリドーアプローチ(回廊内は非償却) ②①よりも早期に規則償却する方法 ③純損益で即時認識</p> <p>退職給付債務と年金資産の差額である積立状況とB/S上の負債額が一致する。</p>	<p>【現行基準】 数理計算上の差異は、原則として平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却される(即時認識を含む)。</p> <p>即時認識する場合を除き、未認識数理計算上の差異等の遅延認識項目はオフバランス処理されるため、B/S上の負債額と積立状況は一致しない。</p> <p>【公開草案:コメント期限 2010年5月31日】 2010年3月、数理計算上の差異等の従来の遅延認識項目を全てその他の包括利益で認識することで、B/S上の負債額と積立状況を一致させる公開草案が公表された。なお、遅延認識項目はその他の包括利益で認識された後、リサイクリングが行われる。</p>
リース	2011年第2Q 最終化	2011年第1H 公開草案	<p>【現行基準】 ファイナンスリース…売買(オンバランス)処理 オペレーティングリース…賃貸借(オフバランス)処理</p> <p>【検討中の議論】 全てのリースについて借手は使用权を資産計上</p>	<p>【現行基準】 ファイナンス(キャピタル)リース…売買(オンバランス)処理 オペレーティングリース…賃貸借(オフバランス)処理</p> <p>【検討中の議論】 全てのリースについて借手は使用权を資産計上</p>	<p>【現行基準】 ファイナンスリース…売買(オンバランス)処理 オペレーティングリース…賃貸借(オフバランス)処理</p>
認識の中止	2010年第3Q 最終化 (開示)	2011年第1H 公開草案	<p>【現行基準】 リスク・経済価値アプローチ(構成要素からのキャッシュフローを特定できるような一部の例外を除き、金融資産のリスクと経済価値のほとんど全てが移転した場合に金融資産全体の認識を中止)。</p> <p>【検討中の議論】 IAS39の改正を検討中だったが、中断している。</p>	<p>【現行基準】 財務構成要素アプローチ(金融資産の構成要素に対する支配が他に移転した場合にその移転した構成要素の認識を中止)。</p>	<p>【現行基準】 財務構成要素アプローチ(金融資産の構成要素に対する支配が他に移転した場合にその移転した構成要素の認識を中止)。</p>